

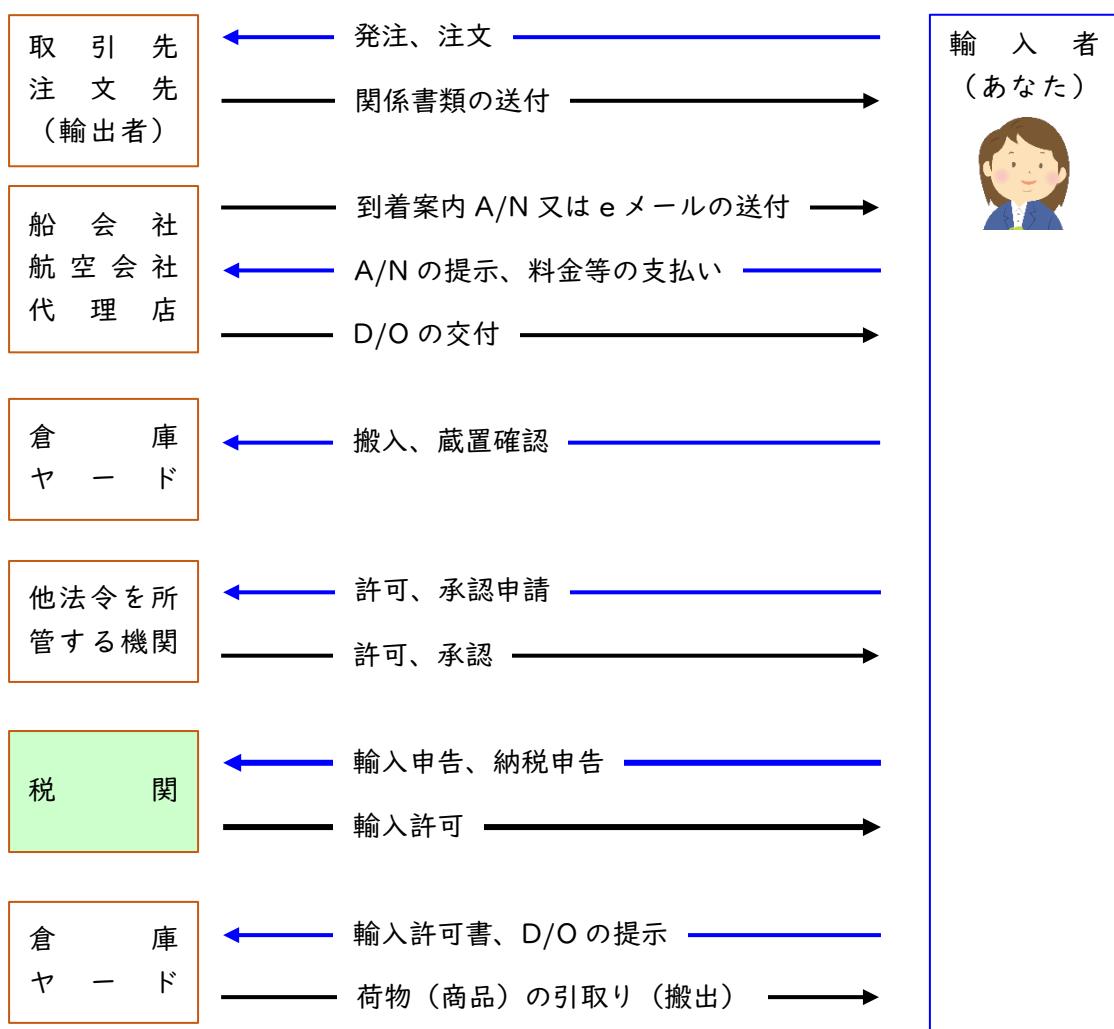
海外に発注した荷物（商品）の国内引取りまでの流れ

はじめに

税關相談官室には、自社で販売するために、あるいは自分で使うために、海外の会社と取引して荷物（商品）を発注していた、あるいは海外の通販サイトで注文していたところ、船会社や航空会社等から荷物が届くという連絡があつたがどうしたらいいかという質問が寄せられます。

この資料は、そういう方のために海外に発注した、あるいは注文した荷物（商品）がどのようにして日本に送られ、どうやって引き取ることができるのかということについて、一般的な流れを税關の手続き上の注意事項等も含めて記載しています。引取りは税關の輸入許可後にすることができます。

引取りまでの大きな流れと登場人物は以下のとおりです。詳しくは次ページ以降を確認して下さい。



通關手続きや国内配送についてはあなた自身で行うか、通關業者に通關代行を依頼するかのどちらかになります。流れ図に記載のとおり多種多様な手続き等があり煩雑なため通關業者に依頼するのが一般的ですが、この資料ではあなたご自身で行うことを想定して記載しています。

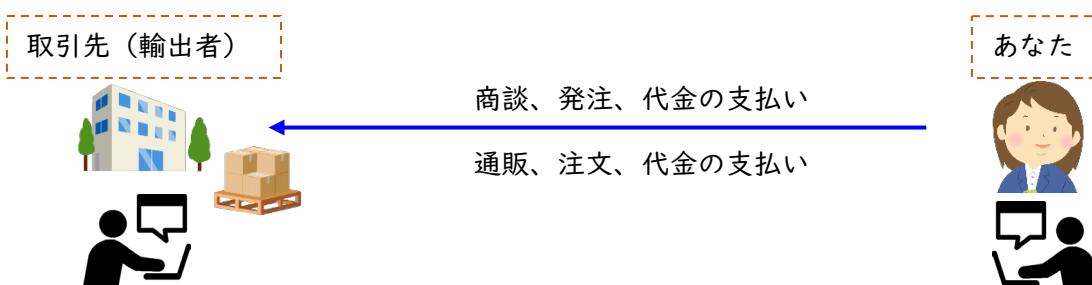
なお、海外から荷物を輸送する方法としては①国際郵便物、②国際宅配便、③手荷物と④それ以外の一般貨物として船便や航空便を利用する方法などがあります。ここには④の一般貨物で送付されてくるものについて記載しています。一般的に通販で注文した場合は①か②になると思われます。

①発注、注文の前に

- 法律で日本に輸入することが禁止されている品物があります。輸入すると処罰されたり荷物が没収されることがあります。事前によく確認して下さい。(例:麻薬、武器等、商標権侵害物品等)
- 税關では関税法、関税定率法、関税暫定措置法等という法律に基づいて輸入を許可していますが、他の機関がこれ以外の法律等(他法令といいます)に基づき輸入を規制しているものがあります。税關の手続き前に他法令の許可書等の取得が必要です。中には輸出側の証明書が必要なものもあります。事前に税關のHPを確認するかその他法令を所管(担当)している機関に問い合わせてください。(例:食品、革製品、医薬品等、輸入割当等) →[輸入関係他法令の概要](#)

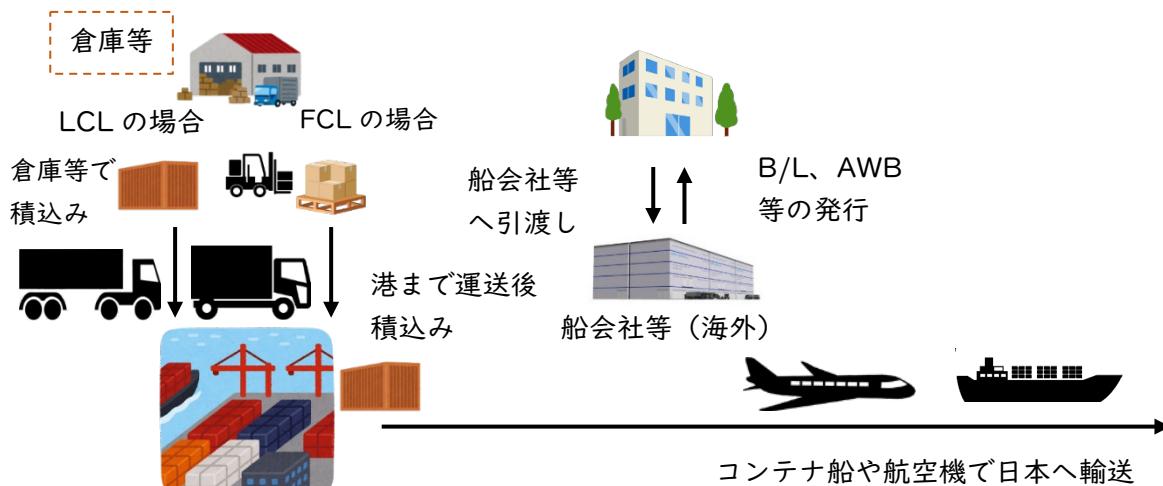
②海外の輸出者、販売者と商談、注文(取引・契約・通販)

- 海外の会社と取引し、荷物を発注します。通販の場合、海外の通販サイトで注文します。通常、この会社かその代理店が輸出者になります。輸出者がインボイス(INVOICE)やパッキングリスト(Packing List:P/L)等の書類を作成します。これらの書類の宛先はあなたの名前になります。
- eメール等で取引内容や発送予定日等の連絡があります。
- 関税や消費税等の税金は注文時ではなく税關手続きの際に支払うこととなります。



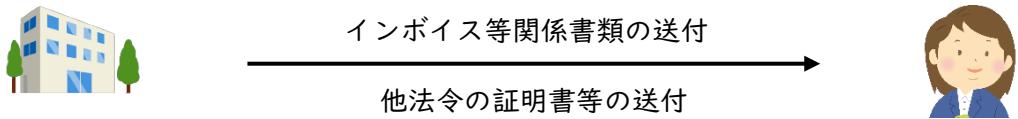
③輸出者から船会社等(海外)への荷物の引渡し

- 輸出者から船会社等(船会社、航空会社、その代理店、フォワーダー等)へ荷物が引渡されます。
- 荷物の輸送には通常コンテナが使われます。荷物の量が多い場合や大きい場合は倉庫等でコンテナに積み込み、港や空港まで運ばれます(FCLといいます)。少ない場合は専門の業者が集荷し、港や空港に運んだ後で同じ仕向地の他の荷物と一緒にコンテナに積み込みます(LCLといいます)。
- 荷物を受け取った船会社等から輸出者に船荷証券(Bill of Lading:B/L(ビーエル))、Sea Waybill(SWB)又はAir Waybill(AWB)が発行されます。B/Lの宛先や通知先はインボイス等と同じくあなたの名前になります。



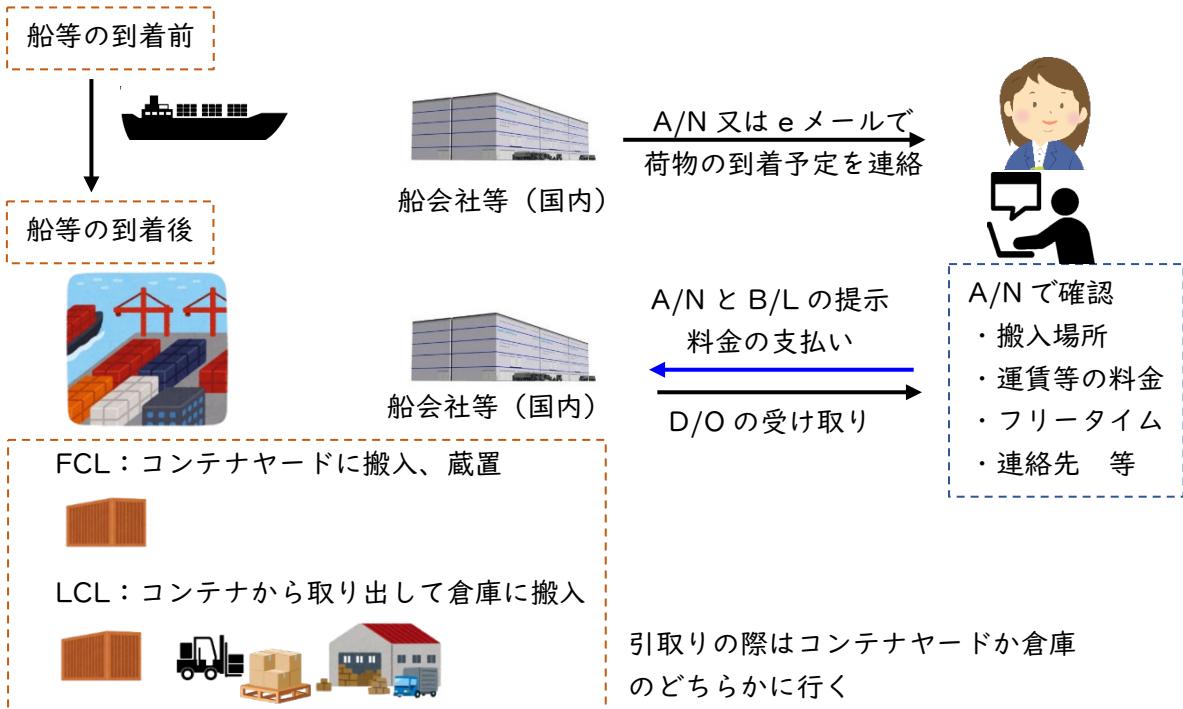
④輸出者から関係書類の送付

- ・輸出者（取引先）から輸入手続き等で必要になる書類が送られてきます。大切に保管して下さい。
インボイス、パッキングリスト、B/L、海上保険等を掛けている場合は保険料明細書等
荷物によっては分析書、安全データシート（MSDS又はSDS）等
特恵関税の適用を受けようとする場合、原産地証明書（Certificate of Origin）等
他法令で輸入が規制されている場合で必要があれば輸出国の証明書等



⑤荷物を積んだ船又は航空機が日本に到着

- ・荷物を積んだ船又は航空機が日本に到着するタイミングで船会社等（日本）からB/Lの通知先（=あなた）宛に荷物の到着案内（アライバルノーティス（Arrival Notice : A/N））の連絡があります。A/N等が送られてくるタイミングは船会社等毎に異なります。船会社等に確認して下さい。
- ・A/Nには荷物の搬入（保管）予定場所、運賃等の料金、フリータイム（無料保管期間）や連絡先等が記載されています。
- ・船が港に到着するとコンテナはFCLではそのままコンテナヤードという場所に搬入され、LCLではコンテナから荷物を取出して倉庫に搬入されます。これを「蔵置（ぞうち）」といい、置いてある場所を「蔵置場所」といいます。「保税地域」内に置かれます。航空機もほぼ同様です。
- ・A/Nを受け取った人（=あなた）が手続きをすることとなります。自分で手続き（個人通関又は自社通関）する場合はA/Nに記載された船会社等に行き、A/NとB/Lを提示し、A/Nに記載された料金を支払ってデリバリーオーダー（Delivery Order : D/O）という書類を受け取ります。D/Oは税関の輸入許可後に荷物を引き取るときに必要になります。詳しくは船会社等に確認して下さい（通関業者に通関代行を依頼した場合、手続きは通関業者が行います）。



⑥税關手続き（輸入申告と納税申告）

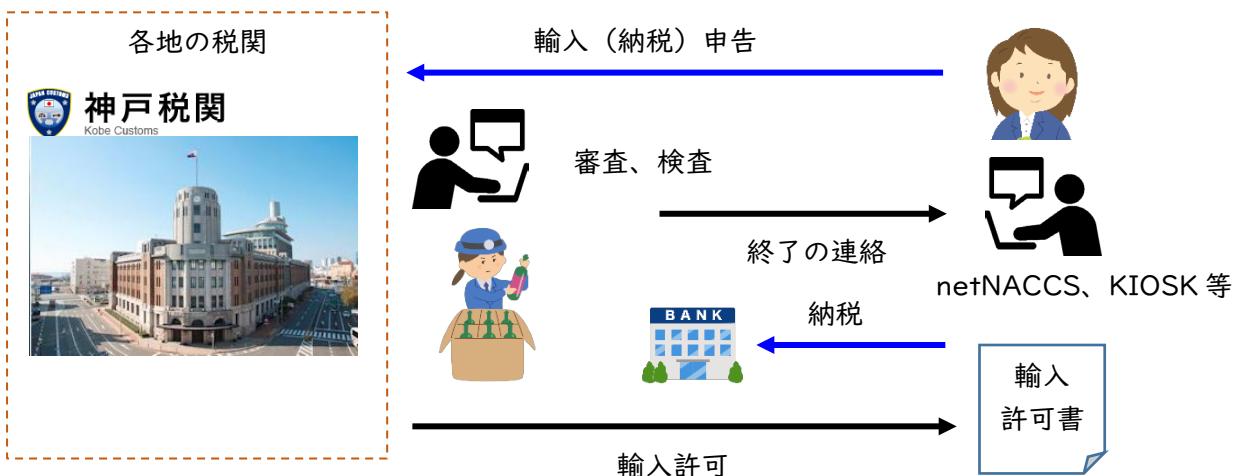
申告前の注意事項

→こちらも参考にしてください

- ・他法令で輸入が規制されている場合、あらかじめその許可書等を取得してください。
- ・輸入申告に必要な書類が揃っていることを確認して下さい。他法令の許可書等や減免税に関する書類は申告のときに揃っている必要があります。 →[輸入申告の際に必要な書類](#)
- ・荷物が倉庫等に搬入、蔵置済みであることを確認して下さい。搬入前に申告はできません。
- ・関税の税率は荷物の分類（HS コードといいます）や特恵関税の適用等によって異なります。

輸入申告と納税申告

- ・輸入（納税）申告は netNACCS を使うか、税關（官署）に行って「KIOSK 端末」等を使います。
- ・[輸入申告手続きができる税關（官署）](#)は、荷物が蔵置されている倉庫等を管轄（担当）する税關（官署）だけとなります。他の税關（官署）で手続はできませんのでご注意ください。
- ・輸入申告されると税關で審査や検査を行います。検査の方法や場所は税關から指定されます。
- ・倉庫等に検査になったことを伝え、運搬等の手配を行います。
- ・審査や検査が終わり、関税、消費税等を納付（納税）すると輸入が許可されます。

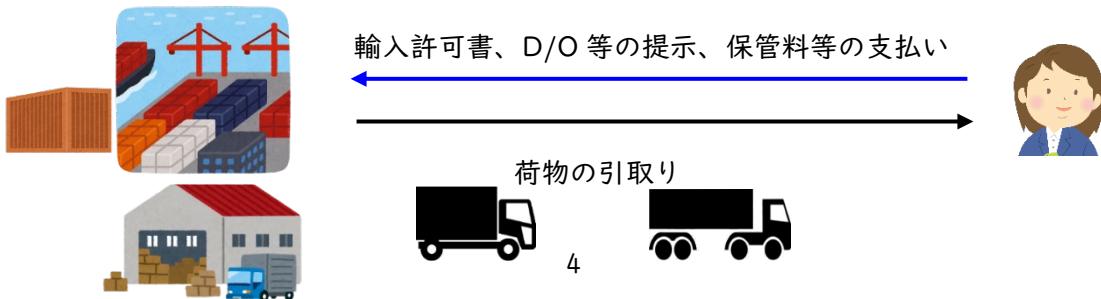


その他の注意事項

- ・関税は無税となるものがありますが、消費税は原則課税されます。
- ・税關の審査や検査には時間がかかります。必ずしもその日のうちに終わるとは限りません。余裕を持って手続きを行ってください。また、遅い時間になると倉庫が対応しない場合があります。
- ・税關の審査や検査に費用は掛かりませんが、倉庫等の入れ出し作業や開梱作業等は専門の業者が行い、その費用は業者から別途請求されます。詳しくは請求のあった業者に確認して下さい。

⑦倉庫から荷物の引取り

- ・荷物が置かれている倉庫等に行き、D/O と輸入許可書を提示し、保管料等を支払って荷物を引き取ります。A/N に記載されていたフリータイムを超えていた場合、追加料金が発生することがあります。詳しくは保管場所の倉庫等に確認して下さい。



⑧参考

注意事項

- ・この資料は一般的な貿易取引の場合を想定して記載しています。実際の貿易取引では B/L が送付されない（サレンダーB/L 等）場合や D/O が発行されない（D/O レス）場合があります。
- ・航空機で荷物が運ばれる場合は、通常 e メールで連絡があります。
- ・通関業者に通関代行を依頼する場合はネット等で通関業者を探して依頼し、関係書類を送付することになります。通関業者ごとに料金は異なります。その後は契約内容によりますが貨物の配達、配達まで通関業者が行います。カスタムスアンサーにも掲載されていますので確認して下さい。
- ・注文から引取りまでにかかる費用としては貨物代金のほかに、海外での通関等の費用、輸出地から日本までの運賃、保険料、日本の港内での貨物取扱費用、仕分け費用、検査時の取扱費用、国内輸送料等が必要となります。また、他法令の申請手続きの際にも費用がかかることがあります。

税関手続きについて

- ・申告価格は正しく申告してください。税務署の税務調査と同様の調査を税関も行っています。本来の価格と異なる価格で申告していた場合、追徴課税等がなされる場合があります。
- ・輸入許可後も申告書類等は確実に保管して下さい。（保存期間は最長 7 年となります。）
- ・申告する前に具体的に相談したい場合、荷物の分類（HS コード）については関税鑑査官部門に、特恵関税の適用については原産地部門に、加算要素等については評価部門に相談して下さい。

申告価格、関税額等について

- ・関税は輸入申告時の貨物の価格又は数量に基づき算出されます（税額を算定するときの基礎となるものを課税標準といいますが、関税の課税標準は貨物の価格又は数量となります）。
- ・課税標準（輸入申告価格）は、貨物代金と輸入港に到着するまでの運賃、海上保険料の合計である CIF 価格が基本となります。

申告価格=CIF 価格=貨物代金（Cost）+保険料（Insurance）+運賃（Freight）

保険料や運賃のほか、取引するに際し負担した手数料や商標権等の権利の使用料金等のコストがあればこれも加える必要があります（加算要素といいます）。

- ・関税額はこの申告価格（CIF 価格）に「関税率」を掛けて算出します。
- ・消費税額は申告価格と関税額を合計したものに「消費税率」を掛けて算出します。現在の消費税率は 10%（国税の 7.8% と地方消費税の 2.2%）です。